

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
病院報告の提出	医療法施行令第4条の8第2項			○		
地域医療支援病院の申請・承認	医療法第4条				地方公共団体に委ねる	
病院等の開設の申請・許可	医療法第7条				地方公共団体に委ねる	
診療所等開設の届出	医療法第8条				地方公共団体に委ねる	
病院等の廃止の届出	医療法第9条第1項				地方公共団体に委ねる	
開設者の死亡等の届出	医療法第9条第2項				地方公共団体に委ねる	
地域医療支援病院の業務報告	医療法第12条の2				地方公共団体に委ねる	
宿直がない場合の許可	医療法第16条				地方公共団体に委ねる	
病院等の構造設備の使用許可	医療法第27条				地方公共団体に委ねる	
地域医療支援病院の名称承認の申請	医療法施行規則第6条				地方公共団体に委ねる	
特定機能病院の名称承認の申請	医療法施行規則第6条の3				地方公共団体に委ねる	
専属薬剤師免除の許可の申請	医療法施行規則第7条				地方公共団体に委ねる	
開設者自身の管理免除の許可の申請	医療法施行規則第8条				地方公共団体に委ねる	
管理者兼任の許可の申請	医療法施行規則第9条				地方公共団体に委ねる	
施術所の開設届	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
施術所の休廃止又は再開の届出	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
出張のみの業務の届出	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3				地方公共団体に委ねる	
出張のみの業務の休廃止又は再開の届出	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3				地方公共団体に委ねる	
住所地の区域外に滞在して業務を行う場合の届出	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4				地方公共団体に委ねる	
業務に従事する歯科衛生士の届出	歯科衛生士法第6条第3項				地方公共団体に委ねる	
死体解剖の許可	死体解剖保存法第2条第1項				地方公共団体に委ねる	
特別の場合における解剖場所の許可	死体解剖保存法第9条				地方公共団体に委ねる	
死体交付申請書の提出	死体解剖保存法施行規則第7条				地方公共団体に委ねる	
死体保存の許可	死体解剖保存法第19条				地方公共団体に委ねる	
業務に従事する歯科技工士の届出	歯科技工士法第6条第3項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
歯科技工所の開設の届出	歯科技工士法第21条第1項				地方公共団体に委ねる	
歯科技工書の休廃止又は再開の届出	歯科技工士法第21条第2項				地方公共団体に委ねる	
衛生検査所の登録	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第1項				地方公共団体に委ねる	
衛生検査所の変更の登録	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項				地方公共団体に委ねる	
衛生検査所の休廃止、再開、又は登録事項の変更の届出	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第3項				地方公共団体に委ねる	
放射線同位元素を備えるとき等の届出	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項				地方公共団体に委ねる	
施術所の開設又は変更の届出	柔道整復師法第19条第1項				地方公共団体に委ねる	
施術所の休廃止又は再開の届出	柔道整復師法第19条第2項				地方公共団体に委ねる	
氏名等の届出	保健師助産師看護師法第33条				地方公共団体に委ねる	
看護師等確保推進者の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第12条第4項				地方公共団体に委ねる	
ナースセンターの申請	看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項				地方公共団体に委ねる	
ナースセンターの名称変更等の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第4項				地方公共団体に委ねる	
准看護師免許の申請	保健師助産師看護師法施行令第1条第2項				地方公共団体に委ねる	
准看護師籍の訂正申請	保健師助産師看護師法施行令第3条第2項				地方公共団体に委ねる	
准看護師籍の登録の抹消申請	保健師助産師看護師法施行令第4条第2項				地方公共団体に委ねる	
死亡等の場合の登録の抹消	保健師助産師看護師法施行令第5条第2項				地方公共団体に委ねる	
免許証の書換申請	保健師助産師看護師法施行令第6条第2項第4項				地方公共団体に委ねる	
免許証の再交付申請	保健師助産師看護師法施行令第7条第2項第6項				地方公共団体に委ねる	
免許証の返納手続き	保健師助産師看護師法施行令第8条第2項第4項第5項				地方公共団体に委ねる	
准看護師養成所の指定申請	保健師助産師看護師法施行令第19条				地方公共団体に委ねる	
合格証明書の交付申請	保健師助産師看護師法施行規則第30条第1項				地方公共団体に委ねる	
旧規則による保健師等の免許申請	保健師助産師看護師法施行規則附則第6条				地方公共団体に委ねる	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項					中小企業庁において対応
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項					中小企業庁において対応

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第35条の2準用)					中小企業庁において対応
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第48条準用)					中小企業庁において対応
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第51条第2項準用)					中小企業庁において対応
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法第62条第2項準用)					中小企業庁において対応
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法第63条第3項準用)					中小企業庁において対応
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(組合法第105条の2準用)					中小企業庁において対応
商工組合の特別の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条					中小企業庁において対応
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項					中小企業庁において対応
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条(第17条の2第1項準用)					中小企業庁において対応
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項					中小企業庁において対応
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第35条の2準用)					中小企業庁において対応
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第48条準用)					中小企業庁において対応
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第51条第2項準用)					中小企業庁において対応
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法第62条第2項準用)					中小企業庁において対応
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法第63条第3項準用)					中小企業庁において対応
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第71条(組合法第105条の2準用)					中小企業庁において対応
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項					中小企業庁において対応
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項					中小企業庁において対応
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項					中小企業庁において対応
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項					中小企業庁において対応
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)					中小企業庁において対応
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)					中小企業庁において対応
組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14					中小企業庁において対応
組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項					中小企業庁において対応

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項(第9条の2の3第1項準用)					中小企業庁において対応
事業協同組合等の設立認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項					中小企業庁において対応
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2					中小企業庁において対応
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条					中小企業庁において対応
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項					中小企業庁において対応
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第41条5項					中小企業庁において対応
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条					中小企業庁において対応
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の2					中小企業庁において対応
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項					中小企業庁において対応
責任共済等の事業を行う組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項					中小企業庁において対応
事業協同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項					中小企業庁において対応
決算関係書類の提出	中小企業等協同組合法第105条の2					中小企業庁において対応
変更等の届出	医療法施行規則第29条				地方公共団体に委ねる	
エックス線装置の届出	医療法施行規則第24条の2				地方公共団体に委ねる	
診療用高エネルギー放射線の届出	医療法施行規則第25条				地方公共団体に委ねる	
診療用放射線照射装置の届出	医療法施行規則第26条				地方公共団体に委ねる	
診療用放射線照射器具の届出	医療法施行規則第27条				地方公共団体に委ねる	
放射性同位元素装備診療機器の届出	医療法施行規則第27条の2				地方公共団体に委ねる	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同意元素の届出	医療法施行規則第28条				地方公共団体に委ねる	
養護施設入所の届出	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条				地方公共団体に委ねる	
栄養士免許の申請	栄養士法施行令第1条第1項				地方公共団体に委ねる	
栄養士名簿の訂正の申請	栄養士法施行令第3条第1項				地方公共団体に委ねる	
栄養士名簿の登録の抹消の申請	栄養士法施行令第4条第1項及び第3項				地方公共団体に委ねる	
栄養士免許証の書換え交付の申請	栄養士法施行令第5条第1項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
栄養士免許証の再交付の申請	栄養士法施行令第6条第1項				地方公共団体に委ねる	
調理師業務従事者届	調理師法第5条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
調理師免許の申請	調理師法施行令第1条				地方公共団体に委ねる	
調理師試験の指定試験機関の指定の申請	調理師法施行令第2条第1項				地方公共団体に委ねる	
調理師試験の指定試験機関の内容変更の届出	調理師法施行令第2条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
調理師名簿の訂正の申請	調理師法施行令第11条第1項				地方公共団体に委ねる	
調理師名簿の登録の消除の申請	調理師法施行令第12条第1項				地方公共団体に委ねる	
調理師免許証の書換交付の申請	調理師法施行令第13条第1項				地方公共団体に委ねる	
調理師免許証の再交付の申請	調理師法施行令第14条第1項				地方公共団体に委ねる	
特定給食施設の設置の届出	健康増進法第20条第1項				地方公共団体に委ねる	
特定給食施設の内容変更・休廃止の届出	健康増進法第20条第2項				地方公共団体に委ねる	
犬の死亡の届出	狂犬病予防法第4条第4項				地方公共団体に委ねる	
登録事項の変更の届出	狂犬病予防法第4条第4項				地方公共団体に委ねる	
犬の所有者変更の届出	狂犬病予防法第4条第5項				地方公共団体に委ねる	
犬の登録の申請・登録・鑑札の交付	狂犬病予防法第4条第1項				地方公共団体に委ねる	
鑑札の再交付の申請・再交付	狂犬病予防法施行令第1条の2				地方公共団体に委ねる	
注射済票の交付に係る提示・交付	狂犬病予防法第5条第2項				地方公共団体に委ねる	
注射済票の再交付の申請・再交付	狂犬病予防法施行令第3条				地方公共団体に委ねる	
入院患者の医療費の申請・負担	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項				地方公共団体に委ねる	
緊急時等の医療費の申請・負担	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第2項				地方公共団体に委ねる	
一般患者に対する医療費の申請・負担	結核予防法第34条第1項				地方公共団体に委ねる	
従業禁止、命令入所患者に医療費の申請・負担	結核予防法第35条第1項				地方公共団体に委ねる	
緊急時等の特例に係る医療費の申請・負担	結核予防法第41条第1項				地方公共団体に委ねる	
特定建築物の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項				地方公共団体に委ねる	
特定建築物届出事項の変更の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
建築物清掃業等の登録の申請・登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2、同法施行規則第31条第1項				地方公共団体に委ねる	
埋葬、火葬又は改葬の申請・許可	墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項				地方公共団体に委ねる	
墓地・納骨堂・火葬場の経営の申請・許可	墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
墓地の区域・納骨堂または火葬場の施設の変更の申請・許可	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項				地方公共団体に委ねる	
墓地・納骨堂・火葬場の経営廃止の申請・許可	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項				地方公共団体に委ねる	
墓地・納骨堂・火葬場の管理者の届出	墓地、埋葬等に関する法律第12条				地方公共団体に委ねる	
墓地・火葬場の管理者の報告	墓地、埋葬等に関する法律第17条				地方公共団体に委ねる	
適正化規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第9条第1項前段			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
適正化規程変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第9条第1項後段			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
適正化規程の廃止届けの受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第12条			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
共済規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
共済規程の変更認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の2第3項前段				地方公共団体に委ねる	
共済規程の廃止認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の2第3項後段				地方公共団体に委ねる	
組合協約の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第1項前段			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第1項後段			○	地方公共団体に委ねる	地方厚生局長に委任
組合協約に関するあつせん又は調停	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の12第1項			○	地方公共団体に委ねる	地方厚生局長に委任
組合の設立認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第24条1項				地方公共団体に委ねる	
組合の定款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第28条3項				地方公共団体に委ねる	
組合の定款変更の届出の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第28条5項				地方公共団体に委ねる	
組合の臨時総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第42条				地方公共団体に委ねる	
組合の臨時総代会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第49条第6項				地方公共団体に委ねる	
共済事業を行う組合の解散の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第50条2項				地方公共団体に委ねる	
小組合の設立認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の4第1項				地方公共団体に委ねる	
小組合の合併認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の7第3項				地方公共団体に委ねる	
小組合の定款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
小組合の定款変更の届出の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項				地方公共団体に委ねる	
小組合の臨時総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項				地方公共団体に委ねる	
小組合の臨時総代会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項				地方公共団体に委ねる	
共済事業を行う小組合の解散の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの指定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第1項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの所在地変更届けの受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第4項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの業務の一部委託の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第2項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの手数料徴収の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第3項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの事業計画書等の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の5第1項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの事業状況等の報告の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の5第2項				地方公共団体に委ねる	
利用者、消費者の意見の具申	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第61条				地方公共団体に委ねる	
組合の設立申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第1条				地方公共団体に委ねる	
組合の定款変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第2条第1項				地方公共団体に委ねる	
組合の定款変更届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第2条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
適正化規程の申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第3条			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
適正化規程の変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第4条			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
適正化規程の廃止届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条			○	地方公共団体に委ねる	食肉及び食鳥肉販売業のみ
共済規程の申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
共済規程の変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
共済規程の廃止申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の2第3項				地方公共団体に委ねる	
組合協約の申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の9				地方公共団体に委ねる	
組合協約の変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の10				地方公共団体に委ねる	
組合協約の廃止届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の11				地方公共団体に委ねる	
組合協約に関するあつせん又は調停申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の13				地方公共団体に委ねる	
組合の役員変更届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第6条				地方公共団体に委ねる	

個別手続の実施方策

別添地方1A

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
組合の総会及び総代会の招集申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第7条				地方公共団体に委ねる	
組合の解散決議の認可申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第8条				地方公共団体に委ねる	
組合の解散届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第9条				地方公共団体に委ねる	
組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告に関する申出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第9条の2				地方公共団体に委ねる	
調査申出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第10条の2				地方公共団体に委ねる	
組合員の異動報告書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第11条				地方公共団体に委ねる	
小組合の設立認可申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の2				地方公共団体に委ねる	
小組合の合併認可申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の3				地方公共団体に委ねる	
小組合の定款変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
小組合の組合協約に関するあっせん又は調停申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
小組合の役員変更届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
小組合の総会及び総代会の招集申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
小組合の解散決議の認可申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
小組合の解散届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
小組合員の異動報告書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの指定申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第17条				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの業務の一部委任申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第18条				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの事業計画書等の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第19条第1項				地方公共団体に委ねる	
都道府県指導センターの事業報告書等の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第19条第2項				地方公共団体に委ねる	
理容所開設の届出	理容師法第11条第1項				地方公共団体に委ねる	
理容所変更等の届出	理容師法第11条第2項				地方公共団体に委ねる	
相続による理容所開設者の地位の承継をした者の届出	理容師法第11条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
合併又は分割による理容所開設者の地位の承継をした者の届出	理容師法第11条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
美容所開設の届出	美容師法第11条第1項				地方公共団体に委ねる	
美容所変更等の届出	美容師法第11条第2項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
相続による美容所開設者の地位の承継をした者の届出	美容師法第12条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
合併又は分割による美容所開設者の地位の承継をした者の届出	美容師法第12条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
クリーニング所開設の届出	クリーニング業法第5条第1項				地方公共団体に委ねる	
クリーニング所変更等の届出	クリーニング業法第5条第2項				地方公共団体に委ねる	
相続によるクリーニング所開設者の地位の承継をした者の届出	クリーニング業法第5条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
合併又は分割によるクリーニング所開設者の地位の承継をした者の届出	クリーニング業法第5条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
クリーニング師試験の受験	クリーニング業法施行規則第3条				地方公共団体に委ねる	
クリーニング師指定試験機関の事業報告書及び収支決算書の提出	クリーニング業法第7条の10第3項				地方公共団体に委ねる	
クリーニング師試験の実施報告	クリーニング業法施行規則第3条の11第1項				地方公共団体に委ねる	
クリーニング師免許証の交付の申請	クリーニング業法施行規則第4条				地方公共団体に委ねる	
興行場の営業の許可	興行場法第2条第1項				地方公共団体に委ねる	
相続、合併又は分割による興行場営業者の地位の承継をした者の届出	興行場法第2条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
旅館業の営業の許可	旅館業法第3条第1項				地方公共団体に委ねる	
相続により旅館業営業者の地位の承継をした者の申請	旅館業法第3条の3第1項				地方公共団体に委ねる	
合併又は分割により旅館業営業者の地位の承継をした者の承認申請	旅館業法第3条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
旅館業の変更等の届出	旅館業法施行規則第4条				地方公共団体に委ねる	
公衆浴場業の営業の許可	公衆浴場法第2条第1項				地方公共団体に委ねる	
相続による公衆浴場業営業者の地位の承継をした者の届出	公衆浴場法第2条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
合併又は分割による公衆浴場業営業者の地位の承継をした者の届出	公衆浴場法第2条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
公衆浴場業の変更等の届出	公衆浴場法施行規則第4条				地方公共団体に委ねる	
水道事業の認可の申請	水道法第6条第1項				地方公共団体に委ねる	
水道事業の給水区域、取水地点等事業変更の認可	水道法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
水道事業の軽微な変更等の届出	水道法第10条第3項				地方公共団体に委ねる	
水道事業の全部又は一部の休廃止の許可	水道法第11条				地方公共団体に委ねる	
水道事業の譲り渡しに伴う廃止届出	水道法第11条第2項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
給水開始前の届出	水道法第13条第1項				地方公共団体に委ねる	
供給規程の届出	水道法第14条第5項				地方公共団体に委ねる	
地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可(1)料金(2)需要者の負担等	水道法第14条第6項				地方公共団体に委ねる	
業務委託届出	水道法第24条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
給水装置工事の事業を行う者の指定	水道法第25条の2				地方公共団体に委ねる	
指定給水装置工事事業者の変更の届出	水道法第25条の7				地方公共団体に委ねる	
水道用水供給事業の認可	水道法第26条				地方公共団体に委ねる	
水道用水供給事業の給水対象、浄水方法等変更の認可	水道法第30条第1項				地方公共団体に委ねる	
水道用水供給事業の軽微な変更等の届出	水道法第30条第3項				地方公共団体に委ねる	
水道用水供給事業の全部又は一部の休廃止の許可	水道法第31条(第11条準用)				地方公共団体に委ねる	
水道用水供給事業の譲り渡しに伴う廃止届出	水道法第31条(第11条第2項準用)				地方公共団体に委ねる	
給水開始前の届出	水道法第31条(第13条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
水道用水供給事業の業務委託届出	水道法第31条(第24条の3第2項準用)				地方公共団体に委ねる	
専用水道の布設工事設計書の確認申請	水道法第33条第1項				地方公共団体に委ねる	
専用水道の確認申請書の記載事項の変更届出	水道法第33条第3項				地方公共団体に委ねる	
給水開始前の届出	水道法第34条第1項(第13条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
専用水道の業務委託届出	水道法第34条第1項(第24条の3第2項準用)				地方公共団体に委ねる	
緊急避難の通知	検疫法第23条第2項				地方公共団体に委ねる	
健康診断の勧告等の通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第3項				地方公共団体に委ねる	
就業制限の通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項				地方公共団体に委ねる	
入院の勧告等の通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第23条				地方公共団体に委ねる	
消毒その他の措置の通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条				地方公共団体に委ねる	
新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第49条				地方公共団体に委ねる	
薬局の休廃止等の届出	薬事法第10条				地方公共団体に委ねる	
配置従事の届出	薬事法第32条				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
一般販売業の休廃止等の届出	薬事法第38条				地方公共団体に委ねる	
薬種商販売業の休廃止等の届出	薬事法第38条				地方公共団体に委ねる	
配置販売業の休廃止等の届出	薬事法第38条				地方公共団体に委ねる	
特例販売業の休廃止等の届出	薬事法第38条				地方公共団体に委ねる	
取扱い処方せん数の届出	薬事法施行令第2条				地方公共団体に委ねる	
薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の返納	薬事法施行令第46条				地方公共団体に委ねる	
薬局の開設の申請	薬事法施行規則第1条				地方公共団体に委ねる	
薬局開設の許可証の書換え交付の申請	薬事法施行規則第4条				地方公共団体に委ねる	
薬局開設の許可証の再交付の申請	薬事法施行規則第5条				地方公共団体に委ねる	
薬局開設の許可の更新の申請	薬事法施行規則第6条				地方公共団体に委ねる	
薬局開設の変更の届出	薬事法施行規則第16条				地方公共団体に委ねる	
一般販売業の許可の申請	薬事法施行規則第29条				地方公共団体に委ねる	
一般販売業の許可証の書換え交付の申請	薬事法施行規則第29条の3				地方公共団体に委ねる	
一般販売業の許可証の再交付の申請	薬事法施行規則第29条の3				地方公共団体に委ねる	
一般販売業の許可の更新の申請	薬事法施行規則第29条の3				地方公共団体に委ねる	
一般販売業の変更の届出	薬事法施行規則第29条の3				地方公共団体に委ねる	
医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可の申請	薬事法施行規則第29条の4				地方公共団体に委ねる	
変更の届出	薬事法施行規則第29条の6				地方公共団体に委ねる	
法第26条第3項ただし書きの規定による許可の許可証の書換え交付の申請	薬事法施行規則第29条の8				地方公共団体に委ねる	
法第26条第4項ただし書きの規定による許可の許可証の再交付の申請	薬事法施行規則第29条の8				地方公共団体に委ねる	
薬種証販売業の許可の申請	薬事法施行規則第30条				地方公共団体に委ねる	
配置販売業の許可の申請	薬事法施行規則第31条				地方公共団体に委ねる	
特例販売業の許可の申請	薬事法施行規則第32条				地方公共団体に委ねる	
医薬品の販売業の許可証の書換え交付の申請	薬事法施行規則第33条				地方公共団体に委ねる	
医薬品の販売業の許可証の再交付の申請	薬事法施行規則第33条				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
医薬品の販売業の許可証の更新の申請	薬事法施行規則第33条				地方公共団体に委ねる	
医薬品の販売業の許可証の変更の届出	薬事法施行規則第33条				地方公共団体に委ねる	
品目指定の追加の申請(配置・特例販売業)	薬事法施行規則第40条				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物製造業の登録の申請	毒物及び劇物取締法第4条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業の登録の申請	毒物及び劇物取締法第4条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物販売業の登録の申請	毒物及び劇物取締法第4条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物製造業の登録の更新の申請	毒物及び劇物取締法第4条第4項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業の登録の更新の申請	毒物及び劇物取締法第4条第4項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物販売業の登録の更新の申請	毒物及び劇物取締法第4条第4項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物製造業の登録の変更の申請	毒物及び劇物取締法第9条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業の登録の変更の申請	毒物及び劇物取締法第9条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物製造業における毒物劇物取扱責任者の設置の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業における毒物劇物取扱責任者の設置の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物販売業における毒物劇物取扱責任者の設置の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
業務上取扱者における毒物劇物取扱責任者の設置の届出	毒物及び劇物取締法第22条第4項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
毒物劇物製造業者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物販売業者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
業務上取扱者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第22条第4項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物製造業者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物販売業者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物製造業の廃止の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業の廃止の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
毒物劇物販売業の廃止の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業登録システムを整備している。
特定毒物研究者の許可の申請	毒物及び劇物取締法第6条の2				地方公共団体に委ねる	
特定毒物研究者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第2項				地方公共団体に委ねる	
特定毒物研究者の廃止の届出	毒物及び劇物取締法第10条第2項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物輸入業の登録が失効した場合の措置の相続人の届出	毒物及び劇物取締法第21条第4項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物販売業の登録が失効した場合の措置の相続人の届出	毒物及び劇物取締法第21条第4項				地方公共団体に委ねる	
業務上取扱者の届出	毒物及び劇物取締法第22条第1項				地方公共団体に委ねる	
業務上取扱者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第22条第3項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
業務上取扱者の廃止の届出	毒物及び劇物取締法第22条第3項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物製造業の登録票の書き換え交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第35条				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業者登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業の登録票の書き換え交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第35条				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業者登録システムを整備している。
毒物劇物販売業の登録票の書き換え交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第35条				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業者登録システムを整備している。
特定毒物研究者の許可証の書き換え交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第35条				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物製造業の登録票の再交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第36条				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業者登録システムを整備している。
毒物劇物輸入業の登録票の再交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第36条				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業者登録システムを整備している。
毒物劇物販売業の登録票の再交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第36条				地方公共団体に委ねる	国として、地方公共団体が利用可能な毒物劇物営業者登録システムを整備している。
特定毒物研究者の許可証の再交付の申請	毒物及び劇物取締法施行令第36条				地方公共団体に委ねる	
害虫防除実施の届出	毒物及び劇物取締法施行令第18条第2号、毒物及び劇物取締法施行令第24条第2号				地方公共団体に委ねる	
麻薬取扱者の免許(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項				地方公共団体に委ねる	
麻薬取扱者の麻薬に関する業務又は研究廃止の届出(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第7条第1項				地方公共団体に委ねる	
麻薬取扱者の資格喪失の届出(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第7条第2項(第7条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
麻薬取扱者の死亡又は解散の届出(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第7条第3項				地方公共団体に委ねる	
麻薬取扱者の免許証記載事項の変更の届出(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第9条第1項				地方公共団体に委ねる	
麻薬取扱者の免許証の再交付(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第10条				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
向精神薬営業者の免許(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項				地方公共団体に委ねる	
向精神薬営業者の向精神薬に関する業務又は研究廃止の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4(第7条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬営業者の死亡又は解散の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4(第7条第3項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬営業者の免許記載事項の変更の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4(第9条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬営業者の免許証の再交付(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4(第10条準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬試験研究施設設置者の登録	麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項				地方公共団体に委ねる	
向精神薬試験研究施設設置者の向精神薬に関する学術研究又は試験検査の廃止の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7(第7条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬試験研究施設設置者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7(第7条第3項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬試験研究施設設置者の登録記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7(第9条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7(第10条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
向精神薬取扱責任者の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の20第4項前段				地方公共団体に委ねる	
向精神薬取扱責任者の変更の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の20第4項後段				地方公共団体に委ねる	
麻薬等原料営業者の業務の届出(1)特定麻薬等原料卸小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の27前段				地方公共団体に委ねる	
麻薬等原料営業者の業務の変更の届出(1)特定麻薬等原料卸小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の27後段				地方公共団体に委ねる	
麻薬等原料営業者の業務廃止の届出(1)特定麻薬等原料卸小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の28第1項				地方公共団体に委ねる	
麻薬等原料営業者の死亡又は解散の届出(1)特定麻薬等原料卸小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の28第2項				地方公共団体に委ねる	
大麻取扱者の免許	大麻取締法第5条				地方公共団体に委ねる	
免許の取消の申請	大麻取締法第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
死亡・解散の届出	大麻取締法第10条第2項				地方公共団体に委ねる	
名簿の登録事項の変更事項の届出	大麻取締法第10条第5項				地方公共団体に委ねる	
免許証の再交付	大麻取締法第10条第6項				地方公共団体に委ねる	
大麻研究者の報告	大麻取締法第17条				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関の業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第9条第2項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
覚せい剤研究者の研究廃止の届出	覚せい剤取締法第9条第3項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関の名称変更の届出	覚せい剤取締法第12条第2項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤研究者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第3項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第30条の4				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡に伴う指定失効時に保有していた覚せい剤原料の品名、数量及び指定失効後譲渡した覚せい剤原料の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第30条の15第4項(第24条第4項準用)				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者の指定	覚せい剤取締法第3条第1項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第9条第2項第3項第4項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請の受理	覚せい剤取締法第11条第1項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者の旧指定証の返納	覚せい剤取締法第11条第2項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者の死亡等に伴う指定失効時に保有していた覚せい剤の品名、数量及び指定失効後譲渡した覚せい剤の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第24条第4項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の指定	覚せい剤取締法第30条の2				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第30条の4第2項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤施用機関の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第2項				地方公共団体に委ねる	
覚せい剤研究者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第3項				地方公共団体に委ねる	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業の許可	薬事法第39条第2項				地方公共団体に委ねる	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業の廃止・休止・再開、変更届	薬事法第40条第1項(薬事法第10条準用)				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物製造業の登録が失効した場合の措置の届出	毒物及び劇物取締法第21条第1項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物輸入業の登録が失効した場合の措置の届出	毒物及び劇物取締法第21条第1項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物販売業の登録が失効した場合の措置の届出	毒物及び劇物取締法第21条第1項				地方公共団体に委ねる	
特定毒物研究者の許可が失効した場合の措置の届出	毒物及び劇物取締法第21条第1項				地方公共団体に委ねる	
特定毒物使用者でなくなった場合の措置の届出	毒物及び劇物取締法第21条第1項				地方公共団体に委ねる	
毒物劇物製造業の登録が失効した場合の措置の相続人の届出	毒物及び劇物取締法第21条第4項				地方公共団体に委ねる	
特定毒物研究者の許可が失効した場合の措置の相続人の届出	毒物及び劇物取締法第21条第4項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
特定毒物使用者でなくなった場合の措置の相続人の届出	毒物及び劇物取締法第21条第4項				地方公共団体に委ねる	
管理医療機器の販売業・賃貸業の届出	薬事法第39条の3				地方自治体に委ねる	
管理医療機器の販売業・賃貸業の廃止・休止・再開・変更届	薬事法第39条の3(薬事法第10条準用)				地方自治体に委ねる	
医療機器の修理業の許可	薬事法第40条の2第2項				地方自治体に委ねる	
医療機器の修理業の許可の更新	薬事法第40条の2第3項				地方自治体に委ねる	
医療機器の修理業の廃止・休止・再開・変更届	薬事法第40条の3(第19条第2項準用)				地方自治体に委ねる	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業許可証の書換え交付	薬事法施行令第45条				地方自治体に委ねる	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業許可証の再交付	薬事法施行令第46条				地方自治体に委ねる	
医療機器の修理業許可証の書換え交付	薬事法施行令第55条(第12条準用)				地方自治体に委ねる	
医療機器の修理業許可証の再交付	薬事法施行令第55条(第13条準用)				地方自治体に委ねる	
食品衛生管理者の設置及び変更の届出	食品衛生法第48条第8項				地方公共団体に委ねる	
営業許可の申請	食品衛生法施行規則第67条第1項(食品衛生法第52条第1項)				地方公共団体に委ねる	
営業許可の更新の申請	食品衛生法施行規則第67条第2項(食品衛生法第52条第1項)				地方公共団体に委ねる	
相続による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則第68条(食品衛生法第53条第2項)				地方公共団体に委ねる	
合併による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則第69条(食品衛生法第53条第2項)				地方公共団体に委ねる	
分割による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則第70条(食品衛生法第54条第2項)				地方公共団体に委ねる	
と畜場設置の許可の申請	と畜場法第4条第1項				地方公共団体に委ねる	
と畜場の構造設備等の変更についての届出	と畜場法第4条第3項				地方公共団体に委ねる	
自家用と殺の届出	と畜場法第13条第1項第1号				地方公共団体に委ねる	
と殺又は解体の検査の申請	と畜場法第14条第6項				地方公共団体に委ねる	
食鳥処理事業の許可の申請	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条				地方公共団体に委ねる	
食鳥処理場の軽微な変更等の届出	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項				地方公共団体に委ねる	
食鳥処理事業の許可の相続、合併及び分割による承継の届出	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項				地方公共団体に委ねる	
食鳥検査の申請	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第5項				地方公共団体に委ねる	
認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定の申請	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
認定小規模食鳥処理業者の確認状況の報告	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項及び同法施行規則第13条				地方公共団体に委ねる	
届出食肉販売業の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号				地方公共団体に委ねる	
製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法第7条、同法施行令第1条				地方公共団体に委ねる	
製菓衛生師名簿の登録事項の訂正の申請	製菓衛生師法施行令第3条(製菓衛生師法)				地方公共団体に委ねる	
製菓衛生師名簿からの削除の申請	製菓衛生師法施行令第4条第1項及び第7条				地方公共団体に委ねる	
製菓衛生師免許証の書換え申請	製菓衛生師法施行令第5条第2項(製菓衛生師法)				地方公共団体に委ねる	
製菓衛生師免許証の再交付の申請	製菓衛生師法施行令第6条第2項、第3項及び第4項(製菓衛生師法)				地方公共団体に委ねる	
製菓衛生師指定養成施設の構造設備等の変更の届出	製菓衛生師法施行令第10条第3項(製菓衛生師法)				地方公共団体に委ねる	
と畜場使用料又はと殺解体料の認可及び変更の認可の申請	と畜場法第12条第1項				地方公共団体に委ねる	
と畜場以外の場所で獣畜をと殺する許可の申請	と畜場法施行令第3条第1項第2号(と畜場法第9条第1項第5号)				地方公共団体に委ねる	
食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項				地方公共団体に委ねる	
食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項及び同法施行規則第7条				地方公共団体に委ねる	
食鳥処理事業の休廃止等の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条				地方公共団体に委ねる	
認定小規模食鳥処理業者の確認規程の変更の認定申請	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項				地方公共団体に委ねる	
認定小規模食鳥処理業者の確認規程の廃止の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項				地方公共団体に委ねる	
死亡獣畜の解体、埋却又は消却を、死亡獣畜取扱所以外の施設又は区域で行う許可の申請	化製場等に関する法律第2条第2項				地方公共団体に委ねる	
化製場等の設置許可の申請	化製場等に関する法律第3条第1項				地方公共団体に委ねる	
化製場等の設置許可の変更の届出	化製場等に関する法律第3条第2項				地方公共団体に委ねる	
魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置の許可	化製場等に関する法律第8条				地方公共団体に委ねる	
動物の飼養又は収容の許可の申請	化製場等に関する法律第9条第1項				地方公共団体に委ねる	
都道府県の条例で動物飼養等の基準が定められた場合の2ヶ月間の猶予期間中の届出	化製場等に関する法律第9条第4項				地方公共団体に委ねる	
雇用管理の改善事業についての計画の認定	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条 (「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む)				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
雇用管理の改善事業についての計画の変更の認定	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第1項、第3項（「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む）				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第24条の2				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センターの名称の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第4項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第24条の3				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センターの事業計画書及び収支予算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条第1項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第1項				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センターの事業計画書及び収支予算書の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条第1項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第2項				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センターの事業報告書及び収支決算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条第2項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第3項				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センター連合の指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第1項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第27条				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センター連合の名称の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第4項準用）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第30条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第24条の3）				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センター連合の事業計画書及び収支予算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条第1項準用）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第30条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第1項）				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センター連合の事業計画書及び収支予算書の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条第1項準用）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第30条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第2項）				地方公共団体に委ねる	
シルバー人材センター連合の事業報告書及び収支決算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条第2項準用）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第30条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第3項）				地方公共団体に委ねる	
障害者雇用支援センターの指定の申請	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項				地方公共団体に委ねる	
障害者雇用支援センターの住所等の変更の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第3項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方針	
障害者雇用支援センターの事業計画書及び収支予算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項前段				地方公共団体に委ねる	
変更した障害者雇用支援センターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項後段				地方公共団体に委ねる	
障害者雇用支援センターの事業報告書及び収支決算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第2項				地方公共団体に委ねる	
改善計画の認定	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条1項				地方公共団体に委ねる	
改善計画の変更認定	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律9条1項				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの指定の申請	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの住所等の変更の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第3項				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項前段				地方公共団体に委ねる	
変更した障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項後段				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの事業報告書及び収支決算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第2項				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの指定の申請	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの住所等の変更の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第35条(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第3項準用)				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第35条(障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項前段準用)				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第35条(障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項後段準用)				地方公共団体に委ねる	
障害者就業・生活支援センターの事業報告書及び収支決算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第35条(障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第2項準用)				地方公共団体に委ねる	
職業訓練の認定	職業能力開発促進法第24条第1項				地方公共団体に委ねる	
認定訓練の指導員訓練の認定	職業能力開発促進法第27条の2第2項(第24条第1項準用)				地方公共団体に委ねる	
認定職業訓練に関する事項の変更の届出	職業能力開発促進法施行規則第33条				地方公共団体に委ねる	
認定職業訓練の廃止届	職業能力開発促進法施行規則第34条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練施設の設置の承認	職業能力開発促進法施行規則第35条第1項				地方公共団体に委ねる	
技能照査の届出	職業能力開発促進法施行規則第35条の3第1項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
認定職業訓練実施状況報告	職業能力開発促進法施行規則第36条				地方公共団体に委ねる	
認定訓練の指導員訓練に関する事項の変更届出	職業能力開発促進法施行規則第36条の13(第33条準用)				地方公共団体に委ねる	
認定訓練の指導員訓練の廃止届	職業能力開発促進法施行規則第36条の13(第34条準用)				地方公共団体に委ねる	
職業訓練指導員免許再交付申請	職業能力開発促進法施行規則第42条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の設立の認可	職業能力開発促進法施行規則第49条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の成立の認可	職業能力開発促進法施行規則第50条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可	職業能力開発促進法施行規則第51条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の解散の認可	職業能力開発促進法施行規則第52条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の解散の届出	職業能力開発促進法施行規則第53条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の残余財産の帰属の認可	職業能力開発促進法施行規則第54条				地方公共団体に委ねる	
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則第66条第1, 2項				地方公共団体に委ねる	
技能検定の合格証書の再交付	職業能力開発促進法施行規則第69条				地方公共団体に委ねる	
事業主等が行う職業訓練の認定	職業能力開発促進法第24条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の設立認可	職業能力開発促進法第36条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人設立の届出	職業能力開発促進法第37条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出	職業能力開発促進法第39条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人の解散の届出	職業能力開発促進法第40条				地方公共団体に委ねる	
事業主による職業訓練認定申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則第30条				地方公共団体に委ねる	
事業主団体等による職業訓練認定申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則第31条				地方公共団体に委ねる	
職業訓練指導員免許の申請	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	
都道府県知事間における職業訓練指導員免許の取消の通知	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	
職業訓練指導員試験受験申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	
職業訓練指導員試験の合格証書の交付	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	
職業訓練指導員免許の取消	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	
職業訓練指導員免許の交付	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
職業訓練指導員免許再交付	職業能力開発促進法施行規則				地方公共団体に委ねる	
職業訓練法人に係る勤労学生控除の認定職業訓練課程証明	所得税法施行規則第47条の2第4項			○		
入所児童についての届出	児童福祉法施行規則第27条				地方公共団体に委ねる	
児童福祉施設設置認可	児童福祉法施行規則第37条第2項				地方公共団体に委ねる	
児童福祉施設の廃止又は休止の申請	児童福祉法施行規則第38条第2項				地方公共団体に委ねる	
母子保護の申請	児童福祉法第23条第1項				地方公共団体に委ねる	
母子生活支援施設在所期間の延長の申請	児童福祉法第31条第1項				地方公共団体に委ねる	
同居児童の届出	児童福祉法第30条第1項				地方公共団体に委ねる	
同居終了の届出	児童福祉法第30条第2項				地方公共団体に委ねる	
里親希望者の申請	里親の認定等に関する省令第6条				地方公共団体に委ねる	
縁組承諾許可の申請	児童福祉法施行規則第39条第1項				添付書類についてオンライン化困難	
母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出	母子及び寡婦福祉法第20条				地方公共団体に委ねる	
母子家庭等日常生活支援事業の廃止又は休止の届出	母子及び寡婦福祉法第21条				地方公共団体に委ねる	
母子家庭等日常生活支援事業の開始の際の收支予算書等の届出	母子及び寡婦福祉法施行規則第3条第2項				地方公共団体に委ねる	
母子家庭等日常生活支援事業の変更の届出	母子及び寡婦福祉法施行規則第4条				地方公共団体に委ねる	
売店等の設置の許可申請	母子及び寡婦福祉法第25条				地方公共団体に委ねる	
寡婦日常生活支援事業の開始の届出	母子及び寡婦福祉法第33条第3項				地方公共団体に委ねる	
寡婦日常生活支援事業の廃止又は休止の届出	母子及び寡婦福祉法第33条第4項				地方公共団体に委ねる	
寡婦居宅介護等事業の開始の際の收支予算書等の届出	母子及び寡婦福祉法施行規則第8条第2項				地方公共団体に委ねる	
寡婦居宅介護等事業の変更の届出	母子及び寡婦福祉法施行規則第9条第2項				地方公共団体に委ねる	
売店等の設置の許可申請(寡婦)	母子及び寡婦福祉法第34条				地方公共団体に委ねる	
保育の申請	児童福祉法第24条				地方公共団体に委ねる	
保育士試験の受験科目の一部免除申請(既合格)	児童福祉法施行規則第6条の11第1項				地方公共団体に委ねる	
保育士試験の受験科目の一部免除申請(専修)	児童福祉法施行規則第6条の11第2項				地方公共団体に委ねる ※添付書類(被保険者証)の一部についてはオンライン化困難	
保育士試験受験の申請	児童福祉法施行規則第6条の12				地方公共団体に委ねる ※添付書類(被保険者証)の一部についてはオンライン化困難	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
保育士の登録の申請	児童福祉法第18条の18第3項				地方公共団体に委ねる ※添付書類(被保険者証)の一部についてはオンライン化困難	
保育士登録証の書換え交付申請	児童福祉法施行令第17条				地方公共団体に委ねる ※添付書類(被保険者証)の一部についてはオンライン化困難	
保育士登録証の再交付申請	児童福祉法施行令第18条				地方公共団体に委ねる ※添付書類(被保険者証)の一部についてはオンライン化困難	
助産の申請	児童福祉法第22条第1項				地方公共団体に委ねる	
療育給付の申請	児童福祉法施行規則第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
指定療育機関の指定の申請	児童福祉法施行規則第11条				地方公共団体に委ねる	
指定療育機関の名称変更等の届出	児童福祉法施行規則第15条				地方公共団体に委ねる	
指定療育機関の指定辞退の届出	児童福祉法施行規則第16条				地方公共団体に委ねる	
妊娠の届出	母子保健法第15条				地方公共団体に委ねる	
低体重児の届出	母子保健法第18条				地方公共団体に委ねる	
不妊手術又は人口妊娠中絶を行った場合の届出	母体保護法第25条				地方公共団体に委ねる	
養育医療の給付の申請	母子保健法施行規則第9条第1項				地方公共団体に委ねる	
指定養育医療機関の指定の申請	母子保健法施行規則第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
指定養育医療機関の名称変更等の届出	母子保健法施行規則第12条				地方公共団体に委ねる	
指定療育医療機関の指定辞退の届出	母子保健法施行規則第13条				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の指定の申請	母体保護法施行規則第9条				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の指定証の訂正の申請	母体保護法施行規則第12条				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の住所変更の届出	母体保護法施行規則第13条第1項				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の指定証等の再交付の申請	母体保護法施行規則第14条第1項				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の指定の取消申請	母体保護法施行規則第15条第1項				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の認定講習実施の申請	母体保護法施行規則第16条				地方公共団体に委ねる	
受胎調節実地指導員の認定講習実施の変更の申請	母体保護法施行規則第18条				地方公共団体に委ねる	
指定療育機関の結核の種別の変更の申請	児童福祉法施行規則第14条				地方公共団体に委ねる	
施設を設置する第一種社会福祉事業経営の届出	社会福祉法第62条第1項				地方公共団体に委ねる	
社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業経営の許可	社会福祉法第62条第2項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
施設を設置する第一種社会福祉事業経営の事項の変更の届出	社会福祉法第63条第1項				地方公共団体に委ねる	
社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営内容の変更の許可	社会福祉法第63条第2項				地方公共団体に委ねる	
施設を必要とする第一種社会福祉事業の廃止の届出	社会福祉法第64条				地方公共団体に委ねる	
施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の届出	社会福祉法第67条第1項				地方公共団体に委ねる	
施設を必要としない第一種社会福祉事業経営の許可	社会福祉法第67条第2項				地方公共団体に委ねる	
施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の届出事項等の変更の届出	社会福祉法第68条前段				地方公共団体に委ねる	
施設を必要としない第一種社会福祉事業廃止の届出	社会福祉法第68条後段				地方公共団体に委ねる	
第二種社会福祉事業開始の届出	社会福祉法第69条第1項				地方公共団体に委ねる	
第二種社会福祉事業開始の届出事項変更の届出	社会福祉法第69条第2項前段				地方公共団体に委ねる	
第二種社会福祉事業廃止の届出	社会福祉法第69条第2項後段				地方公共団体に委ねる	
社会福祉事業に関する寄附金募集の許可	社会福祉法第73条第1項				地方公共団体に委ねる	
寄附金募集結果の報告	社会福祉法第73条第3項				地方公共団体に委ねる	
都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条第1項				地方公共団体に委ねる	
都道府県福祉人材センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第93条第3項				地方公共団体に委ねる	
事業計画書及び収支予算書の提出(都道府県福祉人材センター)	社会福祉法第96条第1項				地方公共団体に委ねる	
事業計画書及び収支予算書の変更の届出(都道府県福祉人材センター)	社会福祉法第96条第1項				地方公共団体に委ねる	
事業報告書及び収支決算書の提出(都道府県福祉人材センター)	社会福祉法第96条第2項				地方公共団体に委ねる	
災害援護資金の貸付け	災害甲慰金の支給等に関する法律第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
災害援護資金の償還免除	災害甲慰金の支給等に関する法律第13条第1項				地方公共団体に委ねる	
災害援護資金の償還に係る連約金の免除	災害甲慰金の支給等に関する法律施行令第10条				地方公共団体に委ねる	
災害援護資金の償還金の支払猶予	災害甲慰金の支給等に関する法律施行令第11条第1項				地方公共団体に委ねる	
災害援護資金の償還金の繰上償還	災害甲慰金の支給等に関する法律施行令第7条第4項				地方公共団体に委ねる	
員外利用の許可	消費生活協同組合法第12条第3項ただし書				地方公共団体に委ねる	
定款変更の認可	消費生活協同組合法第43条第3項				地方公共団体に委ねる	
共済事業規約の設定、変更、廃止の認可(変更)(1)実施方法(2)共済契約(3)共済掛金及び責任準備金の額の算出方法	消費生活協同組合法第43条第4項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
厚生労働省令で定める事項に係る定款変更の届出	消費生活協同組合法第43条第6項				地方公共団体に委ねる	
責任共済等の事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の包括移転の届出	消費生活協同組合法第50条の2第5項				地方公共団体に委ねる	
設立の認可	消費生活協同組合法第58条				地方公共団体に委ねる	
解散の認可	消費生活協同組合法第62条第2項				地方公共団体に委ねる	
解散組合の継続の認可	消費生活協同組合法第63条第1項ただし書				地方公共団体に委ねる	
組合員の減少による解散の届出	消費生活協同組合法第64条第2項				地方公共団体に委ねる	
合併の認可	消費生活協同組合法第65条第2項				地方公共団体に委ねる	
清算結了の届出	消費生活協同組合法第73条(民法 第83条準用)				地方公共団体に委ねる	
消費生活協同組合監査報告書の届出	消費生活協同組合法第33条第3号				地方公共団体に委ねる	
共済事業を行う消費生活協同組合の資産運用状況の届出	消費生活協同組合財務処理規則第20条第6項				地方公共団体に委ねる	
財務諸表、事業報告書等の提出	消費生活協同組合財務処理規則(消費生活協同組合)第11条				地方公共団体に委ねる	
寄附金の額の承認	消費生活協同組合財務処理規則(消費生活協同組合)第26条ただし書			○		
身体障害者手帳の申請・交付	身体障害者福祉法第15条第1項、第4項、第5項、身体障害者福祉法施行令第2条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
身体障害者手帳の返還	身体障害者福祉法第16条第1項				地方公共団体に委ねる	
身体障害者手帳の交付を受けた者の氏名変更、住所変更の届出	身体障害者福祉法施行令第4条第2項～5項				地方公共団体に委ねる	
身体障害者手帳の再交付の申請・交付	身体障害者福祉法施行令第5条第1項、第3項				地方公共団体に委ねる	
更生医療の給付の申請・給付又は支給	身体障害者福祉法第19条第1項、身体障害者福祉法施行規則第13条の2第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
指定医療機関の診療報酬の請求	身体障害者福祉法第19条の5第1項				地方公共団体に委ねる	
指定医療機関の医療の種類の変更の申請・承認	身体障害者福祉法施行令第22条				地方公共団体に委ねる	
指定医療機関の名称等の変更の届出	身体障害者福祉法施行令第23条				地方公共団体に委ねる	
補装具の交付等に関する申請・交付	身体障害者福祉法第20条第1項、児童福祉法第21条の6第1項				地方公共団体に委ねる	
盲導犬の貸与の申請・貸与	身体障害者福祉法第21条の3				地方公共団体に委ねる	
売店の設置申請・許可	身体障害者福祉法第22条第1項、第3項				地方公共団体に委ねる	
製作物品販売の申請・許可	身体障害者福祉法第25条第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
身体障害者居宅生活支援事業等の開始の届出	身体障害者福祉法第26条第1項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
身体障害者居宅生活支援事業等の変更の届出	身体障害者福祉法第26条第2項				地方公共団体に委ねる	
身体障害者居宅生活支援事業等の廃止又は休止の届出	身体障害者福祉法第26条第3項				地方公共団体に委ねる	
居宅生活支援費の支給申請、居宅受給者証の交付	身体障害者福祉法第17条の5				地方公共団体に委ねる	
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	身体障害者福祉法第17条の7				地方公共団体に委ねる	
施設訓練等支援費の支給申請、施設受給者証の交付	身体障害者福祉法第17条の11				地方公共団体に委ねる	
身体障害程度区分の変更の申請、施設受給者証の提出	身体障害者福祉法第17条の12				地方公共団体に委ねる	
指定居宅支援事業者の指定の申請	身体障害者福祉法第17条の17				地方公共団体に委ねる	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	身体障害者福祉法第17条の20				地方公共団体に委ねる	
指定身体障害者更生施設等の指定の申請	身体障害者福祉法第17条の24				地方公共団体に委ねる	
指定身体障害者更生施設等の変更の届出	身体障害者福祉法第17条の27				地方公共団体に委ねる	
指定身体障害者更生施設等の指定の辞退	身体障害者福祉法第17条の29				地方公共団体に委ねる	
国立施設への入所の要否に係る意見書の交付の申請	身体障害者福祉法第17条の32 (平成15年4月施行)				地方公共団体に委ねる	
知的障害者居宅生活支援事業等の開始の届出	知的障害者福祉法第18条				地方公共団体に委ねる	
知的障害者居宅生活支援事業等の変更の届出	知的障害者福祉法第20条第1項				地方公共団体に委ねる	
知的障害者居宅生活支援事業等の廃止又は休止の届出	知的障害者福祉法第20条第2項				地方公共団体に委ねる	
職親の申出	知的障害者福祉法施行規則第6条				地方公共団体に委ねる	
居宅生活支援費の支給申請、居宅受給者証の交付	知的障害者福祉法第15条の6				地方公共団体に委ねる	
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	知的障害者福祉法第15条の8				地方公共団体に委ねる	
施設訓練等支援費の支給申請、施設受給者証の交付	知的障害者福祉法第15条の12				地方公共団体に委ねる	
知的障害程度区分の変更の申請、施設受給者証の提出	知的障害者福祉法第15条の13				地方公共団体に委ねる	
指定居宅支援事業者の指定の申請	知的障害者福祉法第15条の17				地方公共団体に委ねる	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	知的障害者福祉法第15条の20				地方公共団体に委ねる	
指定知的障害者更生施設等の指定の申請	知的障害者福祉法第15条の24				地方公共団体に委ねる	
指定知的障害者更生施設等の変更の届出	知的障害者福祉法第15条の27				地方公共団体に委ねる	
指定知的障害者更生施設等の指定の辞退	知的障害者福祉法第15条の29				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
育成医療の給付の申請・給付又は支給	児童福祉法第20条第1項 児童福祉法施行規則第7条第1項				地方公共団体に委ねる	
指定育成医療機関の診療報酬の請求及び審査	児童福祉法第21条の3第1項				地方公共団体に委ねる	
児童居宅生活支援事業の開始の届出	児童福祉法第34条の3第1項				地方公共団体に委ねる	
児童居宅生活支援事業の変更の届出	児童福祉法第34条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
児童居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出	児童福祉法第34条の3第3項				地方公共団体に委ねる	
居宅生活支援費の支給申請、居宅受給者証の交付	児童福祉法第21条の11				地方公共団体に委ねる	
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	児童福祉法第21条の13				地方公共団体に委ねる	
指定居宅支援事業者の指定の申請	児童福祉法第21条の17				地方公共団体に委ねる	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	児童福祉法第21条の20				地方公共団体に委ねる	
日常生活用具給付等事業	身体障害者福祉法第18条第2項、 知的障害者福祉法第15条の3第4項、 児童福祉法第21条の10第4項				地方公共団体に委ねる	
通院医療費公費負担の費用の請求	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の2				地方公共団体に委ねる	
通院医療費公費負担の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第3項、第4項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の申請・交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の更新の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第5項				地方公共団体に委ねる	
通院医療費公費負担の患者票の申請・交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
通院医療公費負担の患者票の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第4項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の氏名等の変更の届出の際の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項、第3項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の居住地の変更の届出の際の再交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項、第5項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の再申請・再交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第8条第2項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請・再交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の汚損・紛失時の申請・再交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の発見時の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第2項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者保健福祉手帳の所持人の死亡による返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条の2第1項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方針	
精神障害者社会復帰施設の設置の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者社会復帰施設の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第3項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者社会復帰施設の廃止の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第4項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第1項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者居宅生活支援事業の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第2項				地方公共団体に委ねる	
精神障害者居宅生活支援事業の廃止の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第3項				地方公共団体に委ねる	
居宅生活支援費の請求	支援日の請求に関する省令第2条第1項				地方公共団体に委ねる	
施設訓練等支援費の請求	支援日の請求に関する省令第2条第2項				地方公共団体に委ねる	
指定訪問介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第114条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問入浴介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第115条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問看護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第116条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問リハビリテーション事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第117条				地方公共団体に委ねる	
指定居宅療養管理指導事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第118条				地方公共団体に委ねる	
指定通所介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第119条				地方公共団体に委ねる	
指定通所リハビリテーション事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第120条				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所生活介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第121条				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所療養介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第122条				地方公共団体に委ねる	
指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第123条				地方公共団体に委ねる	
指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第124条				地方公共団体に委ねる	
指定福祉用具貸与事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第125条				地方公共団体に委ねる	
指定居宅サービス事業者の特例に係る病院等の申出	介護保険法施行規則第129条				地方公共団体に委ねる	
指定居宅サービス事業者の特例に係る介護老人保健施設、介護療養型医療施設の申出	介護保険法施行規則第130条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第1号				地方公共団体に委ねる	
指定訪問入浴介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第2号				地方公共団体に委ねる	
指定訪問看護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第3号				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
指定訪問リハビリテーション事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第4号				地方公共団体に委ねる	
指定居宅療養管理指導事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第5号				地方公共団体に委ねる	
指定通所介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第6号				地方公共団体に委ねる	
指定通所リハビリテーション事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第7号				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所生活介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第8号				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所療養介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第9号				地方公共団体に委ねる	
指定認知症対応型共同生活介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第10号				地方公共団体に委ねる	
指定特定施設入所者生活介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第11号				地方公共団体に委ねる	
指定福祉用具貸与事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第12号				地方公共団体に委ねる	
指定訪問介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定訪問入浴介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定訪問看護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定訪問リハビリテーション事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定居宅療養管理指導事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定通所介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定通所リハビリテーション事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所生活介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所療養介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定認知症対応型共同生活介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定特定施設入所者生活介護事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定福祉用具貸与事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第131条第3項				地方公共団体に委ねる	
指定居宅介護支援事業者の指定の申請	介護保険法施行規則第132条				地方公共団体に委ねる	
指定居宅介護支援事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第133条第1項				地方公共団体に委ねる	
指定居宅介護支援事業者の廃止、休止、再開の届出	介護保険法施行規則第133条第2項				地方公共団体に委ねる	
指定介護老人福祉施設の指定の申請	介護保険法施行規則第134条				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
指定介護老人福祉施設の変更の届出	介護保険法施行規則第135条				地方公共団体に委ねる	
指定介護老人福祉施設の指定の辞退	介護保険法第91条				地方公共団体に委ねる	
介護老人保健施設開設許可の申請	介護保険法施行規則第136条				地方公共団体に委ねる	
介護老人保健施設を管理する者の承認申請	介護保険法第95条				地方公共団体に委ねる	
介護老人保健施設の変更の届出	介護保険法施行規則第137条				地方公共団体に委ねる	
介護老人保健施設の休止、廃止の届出	介護保険法第105条				地方公共団体に委ねる	
介護老人保健施設のエックス線装置を備えたとき等届出	介護保険法第105条				地方公共団体に委ねる	
指定介護療養型医療施設の指定の申請	介護保険法施行規則第138条				地方公共団体に委ねる	
指定介護療養型医療施設の変更申請(入所定員増員)	介護保険法施行規則第139条				地方公共団体に委ねる	
指定介護療養型医療施設の変更の届出	介護保険法施行規則第140条				地方公共団体に委ねる	
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	介護保険法第113条				地方公共団体に委ねる	
訪問介護員養成研修事業者の指定の申請	訪問介護員に関する省令第4条				地方公共団体に委ねる	
訪問介護員名簿等の送付	訪問介護員に関する省令第8条				地方公共団体に委ねる	
訪問介護員養成研修事業者の変更、廃止、休止、再開の届出	訪問介護員に関する省令第7条				地方公共団体に委ねる	
介護支援専門員実務研修受講試験を行う者の指定の申請	介護支援専門員に関する省令第5条第1項				地方公共団体に委ねる	
介護支援専門員実務研修を行う者の指定の申請	介護支援専門員に関する省令第6条第1項				地方公共団体に委ねる	
資格取得した者の届出手続	介護保険法施行規則第23条				地方公共団体に委ねる	
日本国籍を有しない者が被保険者の資格を取得した際の手続	介護保険法施行規則第24条				地方公共団体に委ねる	
住所地特例の届出	介護保険法施行規則第25条				地方公共団体に委ねる	
被保険者証の再交付を申請する手続	介護保険法施行規則第27条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
氏名変更の届出	介護保険法施行規則第29条				地方公共団体に委ねる	
住所変更の届出	介護保険法施行規則第30条				地方公共団体に委ねる	
世帯変更の届出	介護保険法施行規則第31条				地方公共団体に委ねる	
資格喪失の届出	介護保険法施行規則第32条				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
要介護認定の申請	介護保険法施行規則第35条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
要介護更新認定の申請	介護保険法施行規則第40条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
要介護状態区分変更認定の申請	介護保険法施行規則第42条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
要支援認定の申請	介護保険法施行規則第49条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
要支援更新認定の申請	介護保険法施行規則第54条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
介護給付等対象サービスの種類指定変更の申請	介護保険法施行規則第59条				当該申請の際には、被保険者証の提出が必要となるが、被保険者証の提出についてはオンライン化しない。その他の事項については地方公共団体に委ねる。	
居宅介護福祉用具購入費の支給申請	介護保険法施行規則第71条第1項				地方公共団体に委ねる	
居宅介護住宅改修費の支給申請	介護保険法施行規則第75条				地方公共団体に委ねる	
居宅介護サービス計画費の代理受領手続	介護保険法施行規則第77条				当該届出の際には、介護保険被保険者証を添付することが必要であるが、被保険者証についてはオンライン化しない。その他の事項については、地方公共団体に委ねる。	
高額介護サービス費の支給申請	介護保険法施行規則第83条の4				地方公共団体に委ねる	
居宅支援福祉用具購入費の支給申請	介護保険法施行規則第90条				地方公共団体に委ねる	
居宅支援住宅改修費の支給申請	介護保険法施行規則第94条				地方公共団体に委ねる	
高額居宅支援サービス費の支給申請	介護保険法施行規則第97条の2				地方公共団体に委ねる	
適用除外施設に入院している者ではなくなった際の届出(被保険者資格の届出)	介護保険法施行規則第171条				地方公共団体に委ねる	
介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送システム	H12/4/1			
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送システム	H12/4/1			
短期入所生活介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送システム	H12/4/1			

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
病院又は診療所における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
居宅介護支援介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
介護福祉施設サービスに係る施設サービス等介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
介護老人保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
介護療養型施設サービスに係る施設サービス等介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	審査支払等システム、オンライン伝送系システム	H12/4/1			
指定訪問介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第26条				地方公共団体に委ねる	
基準該当訪問介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問入浴介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第54条				地方公共団体に委ねる	
基準該当訪問入浴介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第58条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問看護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第74条				地方公共団体に委ねる	
指定訪問リハビリテーション事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条				地方公共団体に委ねる	
指定居宅療養管理指導事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条				地方公共団体に委ねる	
指定通所介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条				地方公共団体に委ねる	
基準該当通所介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第109条				地方公共団体に委ねる	
指定通所リハビリテーション事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第119条				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所生活介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第140条				地方公共団体に委ねる	
基準該当短期入所生活介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第140条の8				地方公共団体に委ねる	
指定短期入所療養介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第155条				地方公共団体に委ねる	
指定認知症対応型共同生活介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第173条				地方公共団体に委ねる	
指定特定施設入所者生活介護事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
指定福祉用具貸与事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条				地方公共団体に委ねる	
基準該当福祉用具貸与事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第206条				地方公共団体に委ねる	
指定居宅介護支援事業者の特例居宅サービス費又は特定居宅支援サービス費に関する文書の提出	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第14条第2項				地方公共団体に委ねる	
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る給付管理票の提出	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第14条	審査支払等システム	H12/4/1			
短期入所生活介護又は短期入所療養介護に係る給付管理票の提出	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第14条	審査支払等システム、オンライン伝送システム	H12/4/1			
指定居宅介護支援事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第16条				地方公共団体に委ねる	
基準該当居宅介護支援事業者の利用者に関する市町村への通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条				地方公共団体に委ねる	
指定介護老人福祉施設の利用者に関する市町村への通知	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第20条				地方公共団体に委ねる	
介護老人保健施設の利用者に関する市町村への通知	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第22条				地方公共団体に委ねる	
指定介護療養型医療施設の利用者に関する市町村への通知	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第21条				地方公共団体に委ねる	
有料老人ホーム設置の届出	老人福祉法第29条第1項				地方公共団体に委ねる	
有料老人ホームの変更、休止、廃止の届出	老人福祉法第29条第2項				地方公共団体に委ねる	
老人居宅生活支援事業の開始の届出	老人福祉法第14条				地方公共団体に委ねる	
老人居宅生活支援事業の変更の届出	老人福祉法第14条の2				地方公共団体に委ねる	
老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出	老人福祉法第14条の3				地方公共団体に委ねる	
老人デイサービスセンター等の設置の届出	老人福祉法第15条第2項				地方公共団体に委ねる	
社会福祉法人による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム等の設置の認可の申請	老人福祉法第15条第4項				地方公共団体に委ねる	
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの変更の届出	老人福祉法第15条の2第1項				地方公共団体に委ねる	
社会福祉法人による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出	老人福祉法第15条の2第2項				地方公共団体に委ねる	
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出	老人福祉法第16条第1項				地方公共団体に委ねる	
社会福祉法人による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請	老人福祉法第16条第3項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方針	
整備計画認定申請の経由	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第11条第3項			○	地方公共団体に委ねる	
整備計画変更認定申請の経由	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第15条第2項			○	地方公共団体に委ねる	
軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者の届出	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第20条第1項				地方公共団体に委ねる	
住所移転後の要介護認定及び要支援認定	介護保険法第36条				添付資料として介護保険受給資格証明書が必要であるが、当該証明書についてはオンライン化せず、従来どおり書面にて行うものとする。その他の事項については、地方公共団体に委ねる。	
居宅介護サービス費の代理受領に係る事業者の届出	介護保険法施行規則第64条				地方公共団体に委ねる	
要支援認定をした旨の通知	介護保険法第35条第2項				地方公共団体に委ねる	
要介護認定をした旨の通知	介護保険法第35条第4項				地方公共団体に委ねる	
市町村による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出	老人福祉法第15条第3項				地方公共団体に委ねる	
市町村による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出	老人福祉法第16条第2項				地方公共団体に委ねる	
養護老人ホーム、特別養護老人ホームの入所者(特別養護老人ホームにあつては、老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者に限る)についての措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由の届出	老人福祉法施行規則第6条				地方公共団体に委ねる	
転入の届出	国民健康保険法施行規則2条第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
資格取得の届出(適用除外に該当しなくなったとき)	国民健康保険法施行規則第3条第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
被保険者が退職被保険者になったときの届出	国民健康保険法施行規則4条第1項				地方公共団体に委ねる	
退職被保険者資格喪失の届出(老健該当)	国民健康保険法施行規則4条3項				地方公共団体に委ねる	
退職被扶養者の届出	国民健康保険法施行規則4条の2第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
マル学資格得喪の届出	国民健康保険法施行規則5条1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
病院等に入院又は入所者中に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の2第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
障害者認定の届出	国民健康保険法施行規則5条の3第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
身体障害者療養施設等入所者に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の4第1項、第2項				地方公共団体に委ねる	
特別事情に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の8第1項、第2項				地方公共団体に委ねる。なお、オンライン化に当たっては、保険料の納付指導・納付相談の機会を十分に確保するよう留意すること。	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方針	
老健法の規定による医療の届出	国民健康保険法施行規則5条の9第1項				地方公共団体に委ねる	
老健法の規定による医療の届出(資格証明書の場合)	国民健康保険法施行規則5条の9第2項				地方公共団体に委ねる。なお、オンライン化に当たっては、保険料の納付指導・納付相談の機会を十分に確保するよう留意すること。	
被保険者証の再交付申請	国民健康保険法施行規則7条				地方公共団体に委ねる	
被保険者の氏名変更の届出	国民健康保険法施行規則8条				地方公共団体に委ねる	
被保険者の世帯変更の届出	国民健康保険法施行規則9条				地方公共団体に委ねる	
世帯主の住所変更の届出	国民健康保険法施行規則10条				地方公共団体に委ねる	
世帯主の変更の届出	国民健康保険法施行規則10条の二				地方公共団体に委ねる	
資格喪失の届出(全喪・転出・適用除外に該当)	国民健康保険法施行規則11条、12条、13条				地方公共団体に委ねる	
標準負担額の減額認定の申請	国民健康保険法施行規則26条の三				地方公共団体に委ねる	
減額認定証の再交付申請	国民健康保険法施行規則26条の三 5項、6項				地方公共団体に委ねる	
標準負担額の療養費払いに関する申請	国民健康保険法施行規則26条の五 2項				地方公共団体に委ねる	
特定療養費に関する26の5の準用	国民健康保険法施行規則26条の七 2項				地方公共団体に委ねる	
療養費の支給申請	国民健康保険法施行規則27条				地方公共団体に委ねる	
特別療養費の支給申請	国民健康保険法施行規則27条の5				地方公共団体に委ねる。なお、オンライン化に当たっては、保険料の納付指導・納付相談の機会を十分に確保するよう留意すること。	
特別療養費に係る療養に関する届出等(医療機関から保険者へ)	国民健康保険法施行規則27条の六				地方公共団体に委ねる	
特別療養費に係る療養に関する届出等(指定訪問看護事業者から保険者へ)	国民健康保険法施行規則27条の七				地方公共団体に委ねる	
移送費の支給申請	国民健康保険法施行規則27条の十一				地方公共団体に委ねる	
特定疾病認定の申請書の提出	国民健康保険法施行規則27条の十三				地方公共団体に委ねる	
特定疾病受療証の再交付申請	国民健康保険法施行規則27条の十三 7項				地方公共団体に委ねる	
高額療養費の支給申請	国民健康保険法施行規則27条の十七				地方公共団体に委ねる	
特別療養給付の申請(日雇)	国民健康保険法施行規則28条				地方公共団体に委ねる	
被保険者資格喪失後の療養費等の給付、第28条第1項の支給を受ける者の氏名、住所変更による届出	国民健康保険法施行規則28条 5項				地方公共団体に委ねる	
特別療養証明書の再交付申請	国民健康保険法施行規則28条 6項				地方公共団体に委ねる	

手続名	根拠法令名	1		2	3	備考
		個別システム名	サービス開始時期	経由事務	実施方策	
被保険者資格証が交付されているため、特別療養証明書の交付を受けていない者が老健法の適用となったときの届出	国民健康保険法施行規則28条第9項				地方公共団体に委ねる。なお、オンライン化に当たっては、保険料の納付指導・納付相談の機会を十分に確保するよう留意すること。	
被保険者資格証が交付されているため、特別療養証明書の交付を受けていない者の特別の事情の届出	国民健康保険法施行規則28条第10項				地方公共団体に委ねる。なお、オンライン化に当たっては、保険料の納付指導・納付相談の機会を十分に確保するよう留意すること。	
特別事情の届出(保険給付の一時差し止め時)	国民健康保険法施行規則32条の3				地方公共団体に委ねる。なお、オンライン化に当たっては、保険料の納付指導・納付相談の機会を十分に確保するよう留意すること。	
第三者行為による被害届	国民健康保険法施行規則32条の六				地方公共団体に委ねる	
都道府県労働委員会使用者委員候補者の使用者団体による推薦	労働組合法第19条の12第3項				地方公共団体に委ねる	
都道府県労働委員会労働者委員候補者の労働組合による推薦	労働組合法第19条の12第3項				地方公共団体に委ねる	
特別調整委員使用者委員候補者の使用者団体による推薦	労働関係調整法第8条の2第4項				地方公共団体に委ねる	
特別調整委員労働者委員候補者の労働組合による推薦	労働関係調整法第8条の2第4項				地方公共団体に委ねる	
労働協約の地域的一般的拘束力の決定に関する手続き	労働組合法18条、労働組合法施行令第15条				地方公共団体に委ねる	
争議行為の発生の届	労働関係調整法第9条、労働関係調整法施行令第1条の11、労働関係調整法施行令第2条				地方公共団体に委ねる	
労働組合資格審査の手続	労働組合法第5条、第11条、労働組合法施行令第2条2項、労働委員会規則第22条				地方公共団体に委ねる	
あっせん申請の手続	労働関係調整法第12条、労働関係調整法施行令第3条、労働委員会規則第64条				地方公共団体に委ねる	
調停申請の手続	労働関係調整法第18条、労働関係調整法施行令第3条、労働委員会規則第69条				地方公共団体に委ねる	
仲裁申請の手続	労働関係調整法第30条、労働関係調整法施行令第3条、労働委員会規則第78条				地方公共団体に委ねる	
労働争議予告の通知	労働関係調整法第37条、労働関係調整法施行令第10条の4、労働委員会規則第62条の4				地方公共団体に委ねる	
調停案の見解申請	労働関係調整法26条2項、労働関係調整法施行令第3条				地方公共団体に委ねる	
認定手続の開始	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令第1条、労働委員会規則第28条の2				地方公共団体に委ねる	
調停の申請	地方公営企業等の労働関係に関する法律第14条、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令第2条				地方公共団体に委ねる	
仲裁の申請	地方公営企業等の労働関係に関する法律第15条、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令第2条				地方公共団体に委ねる	
強制権限	労働組合法第22条				地方公共団体に委ねる	